

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
64.01		防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、 <u>(ぎ打ち、ねじ締め、</u> プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。)										
6401.10	010	履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。) 1 スキー靴 2 その他のもの	27% 20%	(27%) 6.7%					5.0%	5.9%	PR PR	KG KG
6401.92	010	その他の履物 くるぶしを覆うもの(ひざを覆うものを除く。) 1 スキー靴 2 その他のもの	27% 20%	(27%) 6.7%					5.0%	5.9%	PR PR	KG KG
6401.99	000	その他のもの	20%	6.7% ~ 8%					5.0% 5.0%又 は6.0%	5.9%又 は7.0%	PR PR	KG KG
64.02		その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) スポーツ用の履物										
6402.12	010	スキー靴(クロスカントリー用のものを含む。)及びスノーボードブーツ 1 スキー靴 2 スノーボードブーツ	27% 20%	(27%) 8%					6.0%	7.0%	PR PR	KG KG
6402.19	000	その他のもの	20%	6.7%					5.0%	5.9%	PR PR	KG KG
6402.20	000	履物(甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。) その他の履物	20%	6.7%					5.0%	5.9%	PR PR	KG KG
6402.91	000	くるぶしを覆うもの	20%	6.7% ~ 8%					5.0%又 は6.0%	5.9%又 は7.0%	PR	KG
6402.99	010	その他のもの - 短靴	20%	6.7% ~ 8%					5.0%又 は6.0%	5.9%又 は7.0%	PR	KG
	021	- サンダル		6.7% ~ 10%					5.0%又 は7.5%	5.9%又 は非譲許		
	029	- - かかとをストラップ又はバックルで覆わないもの									PR	KG
	090	- - その他のもの							5.0%又 は7.5%	5.9%又 は非譲許	PR	KG
		- - その他のもの										
64.03		履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。) スポーツ用の履物										
6403.12	010	スキー靴(クロスカントリー用のものを含む。)及びスノーボードブーツ 1 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のも 2 その他のもの	27% 30%	(27%) (30%)		無税					PR PR	KG KG
6403.19	010	その他のもの 1 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のも 2 その他のもの	27% 30%	(27%) (30%)		無税			20.2%	22.5%	PR PR	KG KG
6403.20	011	履物(本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。) - 室内用履物 - - この号、第6403.40号、第6403.51号の1及び2の(2)、第6403.59号の1の(2)及び2の(2)、第6403.91号の1の(2)及び2の(2)、第6403.99号の1の(2)及び2の(2)、第6404.19号の1の(1)、第6404.20号の1の(1)並びに2の(1)のA及び(2)のA、第6405.10号の1の(1)並びに第6405.90号の1の(1)のA及び(2)のAの(a)に掲げる履物について、各年度において12,019,000足を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項から第64.05項までにおいて「共通の限度数量」という。)以内のもの	60%又 は4,800円/ 足のうち いずれか 高い税率	(24%)		無税	24%				PR	KG
	012	- - その他のもの		30%又 は4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率		無税			附屬書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のもの 無税	21.8%	PR	KG
	021	- その他のもの - - 共通の限度数量以内のもの		(21.6%) 30%又 は4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率		無税	21.6%		附屬書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のもの 無税	19.6%	PR	KG
	022	- - その他のもの										
6403.40		その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。) - 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの - - 共通の限度数量以内のもの	60%又 は4,800円/ 足のうち いずれか 高い税率	(21.6%) 30%又 は4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率		無税	21.6%		附屬書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のもの 無税	19.6%	PR PR	KG KG
	011	- - その他のもの										

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
	021	- - 共通の限度数量以内のもの		(24%)		無税	24%				PR	KG
	022	- - その他のもの		30%又は 4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率		無税			附屬書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税	21.8%	PR	KG
6403.51		その他の履物(本底が革製のものに限る。)										
		くるぶしを覆うもの										
		1室内用履物	60%又は 4,800円/ 足のうち いずれか 高い税率									
	011	- 共通の限度数量以内のもの		(24%)		無税	24%				PR	KG
	012	- その他のもの		30%又は 4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率		無税			附屬書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税	21.8%	PR	KG
		2 その他のもの										
	021	(1)体操用、競技用その他これらに類する用途に供す る履物	27%	(27%)		無税					PR	KG
		(2)その他のもの	60%又は 4,800円/ 足のうち いずれか 高い税率									
	022	- 共通の限度数量以内のもの		(21.6%)		無税	21.6%				PR	KG
	029	- その他のもの		30%又は 4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率		無税			附屬書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税	19.6%	PR	KG
6403.59		その他のもの										
		1スリッパその他の室内用履物										
	011	(1)スリッパ	30%	(30%)		無税				22.5%	PR	KG
		(2)その他のもの	60%又は 4,800円/ 足のうち いずれか 高い税率									
	012	- 共通の限度数量以内のもの		(24%)		無税	24%				PR	KG
	019	- その他のもの		30%又は 4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率		無税			附屬書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税	21.8%	PR	KG
		2 その他のもの										
	020	(1)体操用、競技用その他これらに類する用途に供す る履物	27%	(27%)		無税					PR	KG
		(2)その他のもの	60%又は 4,800円/ 足のうち いずれか 高い税率									
		- 共通の限度数量以内のもの		(21.6%)		無税	21.6%					
	044	- - 中底が19cmを超えるもの									PR	KG
	045	- - - 紳士用のもの									PR	KG
	049	- - - 婦人用のもの									PR	KG
		- - その他のもの										
		- その他のもの										
		- - 中底が19cmを超えるもの		30%又は 4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率		無税						
	104	- - - 紳士用のもの									PR	KG
	105	- - - 婦人用のもの									PR	KG
		- - その他のもの										
	111	- - - ベース又はプラットホームが木製のもの(中敷 き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除 (。))		30%又は 4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率		無税					PR	KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
	119	- - - その他のもの		30%又は 2,400円/ 足のうち いすれか 高い税率		無税					PR	KG
6403.91		その他の履物 くるぶしを覆うもの 1 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(室内用履物を除く。)	27%	(27%)		無税			20.2%		PR	KG
	011	(1)体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 (2)その他のもの	60%又は 4,800円/ 足のうち いすれか 高い税率			無税						
	012	- 共通の限度数量以内のもの		(21.6%)		無税	21.6%				PR	KG
	019	- その他のもの	30%又は 4,300円/ 足のうち いすれか 高い税率	無税				附屬書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税	19.6%	PR	KG	
	021	2 その他のもの (1)体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 (2)その他のもの	30%	(30%)		無税			22.5%		PR	KG
	022	- 共通の限度数量以内のもの		(24%)		無税	24%				PR	KG
	029	- その他のもの	30%又は 4,300円/ 足のうち いすれか 高い税率	無税				附屬書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税	21.8%	PR	KG	
6403.99		その他のもの 1 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(スリッパその他の室内用履物を除く。)	27%	(27%)		無税					PR	KG
	011	(1)体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 (2)その他のもの	60%又は 4,800円/ 足のうち いすれか 高い税率			無税						
	012	- 共通の限度数量以内のもの		(21.6%)		無税	21.6%					
	013	- - 中底が19cmを超えるもの									PR	KG
	014	- - - 紳士用のもの									PR	KG
		- - - 婦人用のもの									PR	KG
		- - その他のもの									PR	KG
		- その他のもの						附屬書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税	19.6%			
		- - 中底が19cmを超えるもの		30%又は 4,300円/ 足のうち いすれか 高い税率		無税						
	015	- - - 紳士用のもの									PR	KG
	016	- - - 婦人用のもの									PR	KG
		- - その他のもの										
	031	- - - ベース又はプラットホームが木製のもの(中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。)		30%又は 4,300円/ 足のうち いすれか 高い税率		無税					PR	KG
	039	- - - その他のもの		30%又は 2,400円/ 足のうち いすれか 高い税率		無税					PR	KG
	021	2 その他のもの (1)スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 (2)その他のもの	30%	(30%)		無税					PR	KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
	022 029	- 共通の限度数量以内のもの - その他のもの		(24%) 30%又は 4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率		無税 無税	24%		附属書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のもの 無税	21.8%	PR PR	KG KG
64.04	6404.11 000	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用纖維製のものに限る。) 履物(本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	10%	8%		無税			6.0%	7.0%	PR	KG
6404.19		その他のもの 1 甲に毛皮を使用したもの (1)甲の一部に革を使用したもの(スリッパを除く。)	60%又は 4,800円/ 足のうち いずれか 高い税率									
	111 119	- 共通の限度数量以内のもの - その他のもの		(24%) 30%又は 4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率		無税 無税	24%		附属書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のもの 無税	21.8%	PR PR	KG KG
	190	(2)その他のもの 2 その他のもの	30% 10%	(30%)		無税			22.5%		PR	KG
210		- 地下たび		6.7%		無税			5.0%	5.9%	PR	KG
220		- キャンバスシューズ		6.7%		無税			5.0%	5.9%	PR	KG
290		- その他のもの		8%		無税			6.0%	7.0%	PR	KG
6404.20		履物(本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。) 1 甲に毛皮を使用したもの (1)甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	60%又は 4,800円/ 足のうち いずれか 高い税率									
	111 119	- 共通の限度数量以内のもの - その他のもの		(24%) 30%又は 4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率		無税 無税	24%		附属書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のもの 無税	21.8%	PR PR	KG KG
	190	(2)その他のもの 2 本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。) (1)キャンバスシューズ	30%	(30%)		無税					PR	KG
		A 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。)	60%又は 4,800円/ 足のうち いずれか 高い税率									
211 212		- 共通の限度数量以内のもの - その他のもの		(17.3%) 30%又は 4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率		無税 無税	17.3%		附属書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のもの 無税	15.7%	PR PR	KG KG
219		B その他のもの (2)その他のもの	21.6%	(21.6%)		無税					PR	KG
		A 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	60%又は 4,800円/ 足のうち いずれか 高い税率									
221 222		- 共通の限度数量以内のもの - その他のもの		(24%) 30%又は 4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率		無税 無税	24%		附属書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のもの 無税	21.8%	PR PR	KG KG
229 300		B その他のもの 3 その他のもの	30% 10%	(30%) 6.7%		無税 無税			5.0%	5.9%	PR PR	KG KG
64.05 6405.10		その他の履物 甲が革製又はコンポジションレザー製のもの 1 本底が革製のもの(甲がコンポジションレザー製のものに限る。) (1)甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)										
	111	- 共通の限度数量以内のもの		(24%)		無税	24%				PR	KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
	119	- その他のもの		30%又は 4,300円/ 足のうち いすれか 高い税率		無税			附属書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税	21.8%	PR	KG
	190	(2)その他のもの	30%	(30%)		無税					PR	KG
	200	2 本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー 製のもの(甲がコンポジションレザー製のものに限る。)	10%	8%		無税			6.0%	7.0%	PR	KG
	300	3 その他のもの	4.3%	3.4%	無税				附属書 第2節注 釈29に定 める関税 割当金額 内 無税	無税	PR	KG
	6405.20000	甲が紡織用纖維製のもの	4.3%	3.4%	無税				附属書 第2節注 釈29に定 める関税 割当金額 内 無税	無税	PR	KG
	6405.90	その他のもの 1 本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレ ザー製のもの (1)甲に毛皮を使用したもの A 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する 履物及びスリッパを除く。)		60%又は 4,800円/ 足のうち いすれか 高い税率					その他の もの 2.5%			
	111	- 共通の限度数量以内のもの		(24%)		無税	24%				PR	KG
	112	- その他のもの		30%又は 4,300円/ 足のうち いすれか 高い税率		無税			附属書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税	21.8%	PR	KG
	119	B その他のもの (2)その他のもの A 本底が革製のもの (a)甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履 物、体操用、競技用その他これらに類する用途に 供する履物及びスリッパを除く。)	30%	(30%)		無税			22.5%	PR	KG	
	121	- 共通の限度数量以内のもの		(24%)		無税	24%				PR	KG
	122	- その他のもの		30%又は 4,300円/ 足のうち いすれか 高い税率		無税			附属書 第2節注 釈28に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税	21.8%	PR	KG
	128	(b)その他のもの	30%	(30%)		無税			22.5%	PR	KG	
	129	B その他のもの	10%	8%		無税			6.0%	7.0%	PR	KG
	200	2 その他のもの	4.3%	3.4%	無税				附属書 第2節注 釈29に定 める関税 割当金額 内 無税	無税	PR	KG
	64.06	履物の部分品(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあ るかないかを問わない。)及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッ ションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその 他これらに類する物品及びこれらの部分品							その他の もの 2.5%			
	6406.10	甲及びその部分品(しんを除く。) 1 革製のもの及び毛皮を使用したもの	25%	(25%)								
	110	- 甲									KG	
	190	- その他のもの									KG	
	200	2 その他のもの	4.2%	3.4%					2.5%	3.0%	KG	
	6406.20000	本底及びかかと(ゴム製又はプラスチック製のものに限る。) その他のもの	4.2%	3.4%					2.5%	3.0%	KG	
	6406.91	木製のもの										
	100	1 毛皮を使用したもの	25%	(25%)							KG	
	200	2 その他のもの	4.2%	3.4%					2.5%	3.0%	KG	
	6406.99	その他の材料製のもの										
	100	1 革製のもの及び毛皮を使用したもの	25%	(25%)					2.5%	3.0%	KG	
	200	2 その他のもの	4.2%	3.4%					2.5%	3.0%	KG	